

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	国際海洋法裁判所(ITLOS) 分担金		担当部局庁	国際法局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成8年度		担当課室	海洋室	室長 加藤喜久子			
会計区分	一般会計		施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際海洋法裁判所規定第19条1				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資するため、分担金支払いによりITLOSの組織整備を助け、公正な裁判制度を維持する。なお、我が国はITLOS分担金の最大の負担国である。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	235	256	151	181	139	
		補正予算	—	—	▲24	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計	235	256	127	181			
	執行額	235	256	127				
執行率(%)	100	100	100					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)	
	付託された事案に対する判断を示すという国際裁判所としての役割を果たす		成果実績	加盟国数	160	161	162	192
			達成度	%	83.33	83.35	84.38	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	付託された事案に関し迅速な裁判を行い、判決を下す。		活動実績	職員数	56	58	58	58
			(当初見込み)		()	()	()	
単位当たりコスト	218万円(人件費等)		算出根拠	126,508千円÷58人(平成23年度拠出額÷職員数)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	その他(人件費、旅費、事務運営等)	181	139					
	計	181	139					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	資金の流れ、費目等特に問題なし。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成24年3月14日には、ITLOSにとって初の勧告的意見となるバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争に関する判決を出すなど、海洋における紛争の平和的解決と、海洋における法秩序の維持・発展のための着実な活動を行っている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>海洋国家である我が国は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが我が国の国益に直結すると考えており、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法的秩序の維持と発展のために国際海洋法裁判所(ITLOS)が果たす役割を極めて重視している。</p> <p>2007年8月以降、ITLOSに対する事案の付託は途絶えていたが、2009年末から「バングラデシュ・ミャンマー間海洋境界画定に関する紛争(事案番号16)」、「深海底における探査活動を行う個人及び団体を保証する国家の責任及び義務に関する勧告的意見(事案番号17)」、「ルイザ号事件(事案番号18)」、「ヴァージニアG号事件(事案番号19)」が付託されており、国際社会によっても、そのような裁判所の役割が認識されてきていると考えている。事案が付託された場合、既に予定していた会議と連続して事案の審理を実施する等、工夫して予算増を押さえ、また、ITLOS書記局が職員を増員せずに事案に対応してきていることは、評価に値する。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	20